

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フレスコ東松島赤井店・（仮称）ツルハドラッグ東松島赤井店・  
（仮称）夢みの里東松島赤井店  
東松島市赤井字川前三番159-1B 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - （1）フレスコ株式会社 代表取締役 菊地 盛夫  
福島県相馬市中村字宇多川町17番地
  - （2）株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩  
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
  - （3）社会福祉法人夢みの里 理事長 菅原 桂子  
石巻市門脇町1丁目2番21号
- 3 市町村の意見の概要
  - （1）交通に関する意見について  
開業後において、必要に応じて交通誘導員を配置する等、来場者の安全と周辺交通への影響に配慮すること。特に、近隣に小・中学校があることから、今回届出のあった施設の出店により、周辺道路の交通量増加が見込まれるため、同店駐車場及び搬入車両出入口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮をすること。
  - （2）騒音に関する意見について  
早朝、夜間帯の来店車両、従業員車両、搬出車両の騒音対策を講じ、近隣住民への配慮を適切に対応すること。  
今後、騒音・振動に係る特定施設を設置する際は、適切な時期に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所

6 縦覧期間

令和7年1月7日から令和7年2月7日まで（ただし、閉庁日を除く。）